議案第72号

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の 一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年12月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)の改正に伴い、条例を改正する必要 があるので、本案を提出する。

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 等の一部を改正する条例

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

第1条 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1職名の欄中「障害程度区分判定等審査会委員」を「障害支援区分判定等審査会委員」に改める。

(瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和4 3年条例第16号)の一部を次のように改正する。 第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」 に改める。

(瑞穂町障害程度区分判定等審査会委員の定数等を定める条例の 一部改正)

第3条 瑞穂町障害程度区分判定等審査会委員の定数等を定める条例(平成18年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂町障害支援区分判定等審査会委員の定数等を定める条 例

第1条中「瑞穂町障害程度区分判定等審査会」を「瑞穂町障害支援区分判定等審査会」に改める。

(瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例(平成21 年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。 (瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に 関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

(瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例 (平成23年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

(瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に 関する条例(平成23年条例第2号)の一部を次のように改正す る。

第2条中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

	特別職の職員の報酬及し	予賀用开隕に関する条例	新旧对照表
新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
略	略	略	略
障害支援区分判定等	略	障害程度区分判定等	略
審査会委員(医師)		審査会委員(医師)	
略	略	略	略
別表第2 略		別表第2 略	
<u>附</u> <u>則</u> この条例は、平成26年	E4月1日から施行する。		

瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

新	旧	
第1条から第9条 略	第1条から第9条 略	
(介護補償)	(介護補償)	
第9条の2 略	第9条の2 略	
(1) 略	(1) 略	
(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略	(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略	
第10条から第23条 略	第10条から第23条 略	
附 <u>則</u> この条例は、平成26年4月1日から施行する。		
別表第1及び別表第2 略	別表第1及び別表第2 略 	

瑞穂町障害程度区分判定等審査会委員の定数等を定める条例 新旧対照表

新

瑞穂町障害支援区分判定等審査会委員 の定数等を定める条例

(委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する<u>瑞穂</u>町障害支援区分判定等審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、7人以内とする。

第2条 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

旧

瑞穂町障害程度区分判定等審査会委員 の定数等を定める条例

(委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する<u>瑞穂</u>町障害程度区分判定等審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、7人以内とする。

第2条 略

瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表		
新	IΠ	
新 第1条 略 (事業) 第2条 作業所の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第5条第14項に規定する就労継続支援とする。 第3条から第12条 略 附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。	第1条 略 (事業) 第2条 作業所の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第15項に規定する就労継続支援とする。 第3条から第12条 略	

第5条による改正

瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

号。以下「法」という。) <u>第5条第25項</u> に規 号。以下「法」という。) <u>第5条第26項</u> に規	新	旧
	第1条 略 (事業) 第2条 略 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「法」という。)第5条第25項に規 定する地域活動支援センターに関する事業 (2) 略 第3条から第12条 略	第1条 略 (事業) 第2条 略 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「法」という。) <u>第5条第26項</u> に規 定する地域活動支援センターに関する事業 (2) 略

瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧	
第1条 略	第1条 略	
(事業)	(事業)	
第2条 略	第2条 略	
(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。) <u>第5条第13項</u> に規定する就労移行支援事業 (2)法 <u>第5条第14項</u> に規定する就労継続支援事業 業 第3条から第12条略	(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「法」という。) <u>第5条第14項</u> に規 定する就労移行支援事業 (2)法 <u>第5条第15項</u> に規定する就労継続支援事 業 第3条から第12条 略	
附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。		

第7条による改正

瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表		
新	旧	
第1条 略 (事業) 第2条 センターの事業は、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号) <u>第5条第25項</u> に規 定する地域活動支援センター事業とする。 第3条から第12条 略	第1条 略 (事業) 第2条 センターの事業は、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号) <u>第5条第26項</u> に規 定する地域活動支援センター事業とする。 第3条から第12条 略	
附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。		